



新型コロナ困りごと相談実施中



朝の街宣活動の様子。小池篤史栃木県議会議員（左）と渡辺のりよし栃木県第1区総支部長（右）。



12月に開催された子どもの貧困撃退イベント「Santa de クリーン大作戦&eスポーツ」の際の、中塚英範宇都宮市議会議員（左）と渡辺のりよし栃木県第1区総支部長（右）。コロナ禍でひとり親世帯の収入減は深刻になってきています。

2021年が晴れやかなスタートにならなかった方も多いのではないのでしょうか。大晦日の東京都での新型コロナ新規感染確認者数は1,337人と最多を更新。家族が帰省を控えた方もいると思います。正月早々に首都圏の1都3県の知事が緊急事態宣言の発出に関する要望を行った結果、菅総理はようやく方針を変えました。

緊急事態宣言発令により都道府県知事が住民に対して外出自粛の要請などを行うことが可能になりますが、現行法では罰則規定がないことから法改正を求める声もあります。しかし一方でそれは私権の制限につながることから、慎重な議論が必要です。また現行法では要請に応じた事業者への補償が盛り込まれておらず、大きな課題となっています。次の通常国会では特措法の改正は重要なテーマとなります。

先が見えない状況です。だからこそ「聞く政治」が求められています。現場で働く皆様、市井に暮らす皆様、多様な声に寄り添える政治を目指し、本年も立憲民主党栃木県第1区総支部は全力で活動していきます。コロナによりお困りの方も多と思います、そういった声もお聞かせください。電話08054767577（携帯）、SNS（「渡辺のりよし」とインターネットで検索してください）、メール(n.watanabe.tochigi@gmail.com)、どの手段でも歓迎です。皆様からのご連絡お待ちしております。

渡辺のりよし

1983年宇都宮市生まれ。陽南中学校、宇都宮高校、早稲田大学政治経済学部卒業。在ジョージアの日本国大使館や東日本大震災の被災地での勤務、松下政経塾を経て、立憲民主党栃木県第1区（衆議院）総支部長に就任。



こちらからHP
にいけます！

新型コロナ個人向け生活支援一覧

個人向けの主な生活支援関連一覧

	支援策	支援内容	申請期限	対象・条件	窓口
給付	住居確保給付金	9ヶ月(最大)の家賃相当 勤労学生へ対象拡大		収入減	
	休業手当	平均賃金の60%以上		会社都合による休業 正規・非正規間わず	勤務先
	休業支援金(新設)	賃金の8割 (1日当たり11000円が上限) 対象期間 20年4/1~21年2/28	2021年5月31日まで	中小企業に勤めている方 (アルバイト・非正規含む)	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00、休日8:30-17:15)
	ひとり親世帯 臨時特別給付金	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 収入が減少した児童扶養手当 受給世帯に追加で5万円	2021年2月28日まで	児童扶養手当受給世帯・ コロナの影響で収入が児童扶養 手当の対象となる水準まで下がった者	専用コールセンター 0120-400-903 (平日9:00-18:00) 都道府県、市及び 福祉事務所設置町村
	学生支援緊急 給付金 ※申し込み受付終了 新たな支援を要請中	住民税非課税世帯の 学生:20万円 上記以外の学生:10万円		家庭から自立してアルバイト収入により 学費等を賄っている学生等で、コロナ 影響でアルバイト収入が50%以上減少 していること(大学等が修学継続が困難 と必要性を認める者・留学生含む)	各大学等に申請し、 大学等が審査
貸付	緊急小口資金	20万円以内	2021年3月31日まで	休業等による収入減・無利子・ 保証人不要・1年据置・2年返済	専用コールセンター 0120-46-1999(9:00-21:00) 市区町村の社会福祉協議会 労働金庫・郵便局
	総合支援資金 (生活支援費)	〔単身15万円以内 複数人世帯20万円以内〕 ×6ヶ月 (最大)	2021年3月31日まで	失業等による収入減・無利子・ 保証人不要・1年据置・10年返済	専用コールセンター 0120-46-1999(9:00-21:00) 市区町村の社会福祉協議会
猶予・公共料金	電気・ガス料金	支払猶予		収入減 支払期限を1ヶ月延長対応	現在利用している事業者
	水道料金	支払猶予		収入減 支払い延長に対応	現在お住いの自治体
	NHK受信料	支払猶予		収入減 相談窓口を新たに新設	NHK受信料支払いの相談窓口
その他セーフティネット制度	高等教育修学支援 新制度	授業料・入学金の 減免・給付型奨学金		住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生	大学・文部科学省 日本学生支援機構 0570-666-301
	生活保護	生活費・家賃・医療費		最低生活費に満たない場合	各自治体の福祉事務所
	失業保険 ※給付日数の緩和 (60日延長)	給与5・8割 日数(90-330日)+60日延長 上限額8,370円		雇用保険加入期間がある方	ハローワーク
	傷病手当金	コロナの療養で働けない期間、 (最長1年6ヶ月) 平均の報酬日額の2/3		感染による労務不能・被用者	全国健康保険協会 健康保険組合等 自治体(国保)
	未払賃金立替払	倒産による未払賃金を立替払 (8割、上限有)			労働基準監督署 相談センター 044-431-8663

事業者向けの支援等もございます。関心あれば、渡辺のりよし(080-5476-7577) or (n.watanabe.tochigi@gmail.com) までご連絡ください。